

## 別記様式（第6条関係）

## 会 議 録

会 議 の 名 称		第31回子ども・子育て会議	
開 催 日 時		令和8年2月5日（木）	
		開会	10時00分
		閉会	11時35分
開 催 場 所		岩出市総合保健福祉センター 3階会議室A	
議長(委員長・会長)の氏名		桑原 義登 委員	
出席者(委員)の氏名		小野 ゆかり 委員、澤田 武志 委員、池田 未歩 委員、寺本 亮 委員、土生川 覚弥 委員、松本 千賀子 委員、田中 七生 委員、岩崎 愛 委員、桑原 義登 委員、金川 めぐみ 委員、松本 美早子 委員、南 智明 委員、梶本 委津代 委員、西村 美穂 委員	
欠席者(委員)の氏名		北山 綾 委員、藤原 靖子 委員、木戸 晃 委員、三木 保子 委員、村田 実 委員、谷本 美佐子 委員	
説明等のために出席した者の氏名等			
事務局職員 の 職 氏 名		生涯学習課長 湯葉 美奈子、社会福祉課長 福田 勝夫、子ども家庭課長 太田 俊広、こども家庭センター長 塩中 和歌子、子ども家庭課副課長 西口 朗弘、子ども家庭課 子育て支援係長 山本 貴史	
会 議 事 項	議題	会議結果	
	① 令和8年度 管内教育・保育施設利用申し込み状況について	「会議の経過」のとおり	
	② こども誰でも通園制度について		
	③ 令和8年度 つくしの里こども園増築等工事について		
④ 各事業所の事業内容等について			
会 議 の 経 過		別添のとおり	
会 議 資 料		別添のとおり	
会 議 録 の 確 定	確定年月日		記名押印
	令和8年2月18日		役職名 岩出市子ども・子育て会議会長  Ⓜ

## 会議の経過

### 議題・決定又は確認事項等

#### 1. 開会

10時00分

#### 2. 【議事概要】

##### ① 令和8年度 管内教育・保育施設利用申し込み状況について

<資料1「令和8年度保育所等申し込み状況」に基づき事務局より説明>

(会 長)

ただいま事務局から説明がありましたが、保育所や幼稚園の保護者代表の委員さん、何かご質問ございませんか。

(委員A)

良くわかっていないので教えていただきたいのですが、一番下の表、0歳児で継続が1名、新規が41名ですが、来年度になれば一つ繰り上がると思うが、なぜ0歳児で継続1名となるのか分からないので、切れ目がどこでうなっているか等、教えていただきたい。

(事務局)

0歳児の継続1名は、認定こども園に今在園している児童で、令和7年8月9月頃に出生した子どもさんで、認定こども園は生れてから2カ月で申し込みができる状況で内定が決まり、そのまま来年度も0歳児で継続となっています。

(会 長)

保育士不足が県内全て、特に岩出市は大阪の方に向いていく浸食制が多いので、その対応も検討しておく必要があるかと思う。

他によろしいですか。それでは、これに基づいて計画していただければと思いますので、よろしくお願いします。

##### ② こども誰でも通園制度について

<資料2「こども誰でも通園制度について（案）」に基づき事務局より説明>

(会 長)

事務局から説明がありましたが、ご意見ご質問等あればお願いします。

(委員B)

対象者の所で0歳6か月から満3歳未満となっているが、3歳となった時点で利用できなくなるのか。保育所等であれば4月時点の年齢で決まると思うがどうか。また、同時に利用できる人数はどれくらいあるのか。利用料金はまだ決定ではないということか、教えていただきたい。

(事務局)

1点目の利用できる年齢は国の基準で3歳未満となっていますので、3歳になった時点で翌月から利用できなくなります。続いて、利用できる人数は保育士の数によりますので、配置基準は保育所と同じ基準で考えていますので、0歳児であれば3名に対して保育士1名、1歳児・2歳児であれば保育士1名に対して6名の配置基準となりますので、その時の保育士の数によって受け入れできる人数にばらつきがあります。最後に料金設定については、今後3月の議会に条例として提案させていただいてそこで決定することになります。

(委員B)

今、新年度で3歳未満の子どもの人数は把握されていますか。

(事務局)

今年度、7年度4月現在であれば、就学前の児童数で1,079名、今保育所を利用されている児童が435名となり、国の計算式で算出すると対象児童が498名になります。

(委員A)

意見として述べさせてもらいます。私は大反対です。その理由は、1か月10時間以内の枠内で、1回に何時間利用されるか分かりませんが、私の所も園内に認可外保育園を設けておりますので、日割り保育を実施しています。それで、日割り保育をしていますが、1週間に1日だけ利用したいと言うお話が時々あります。お受けはしていますが、お願いもしています。どんなお願いかと言いますと、保育士と対応する大人と子どもの間に信頼関係ができると週1回でも大丈夫ですが、最初はおそらく泣きに来るだけになるでしょう。それで、また1週間後に来て1日泣いて終わる。これを繰り返すと、たぶん子どもにとって保育施設は非常に居心地の悪い所になりかねない。拒

絶反応を起こすかもしれない。ですからうちの園では、1週間に1回というお願いがあれば、ちょっとお金が掛かりますが最初の1週間ぐらい、子どもが落ち着くまで毎日通ってもらえませんか。その中で、保育をする者と子どもの間にある程度の信頼関係が生まれた時点で、あとは大丈夫ですよ。週1回でも、2週間に1回でも利用して下さってもいいですけど、そういったお願いはできませんかと。保護者の方にお話しすると大体は分かりましたということで納得はしてくれます。ただし、例外はあります。例えば、お母さんが妊娠中で昨日産婦人科へ行ったらいつ切迫流産するかもわかりませんと言われました。この子を抱えていたらちょっと無理です。分かりました。そしたら泣いても叫んでもちゃんと預かりますので安心して預けてください。という風にお母さんにお話はします。そういったバックグラウンドがなく、月に10時間ですね。一番最後に何と書いているかという『一時預かり事業が、「保護者の立場からの必要性」に対応するものであるのに対して、こども誰でも通園制度は、保護者のために「預かる」ものではなく、家庭にいただけでは得られない様々な経験を通じて、こどもが成長していくに、こどもの育ちを応援することが主な目的です。』と書いています。ここで、家庭にいただけでは得られない様々な経験、たぶん泣き暮らすという経験です。これで子どもが成長していく時に、果たして子どもにとってプラスの影響があるのかどうか。その辺は非常に疑問に思っています。おそらくこれを導入すると、預かるのに保護者は1回300円かもしれませんが、施設側はそれなりの負担がもたらされる。もちろんそこに必要となる人件費等を国からお金を頂いたとしてもそれで十分かどうか分かりませんが、少なくとも何らかの対価が国の方から出るという制度ではないかと思う。今の一連のお話を聞いていただいて、「なるほどな」と思っていたくのも一つだし、「いやいやこれはぜひ、しないとイケない」と思っていたくのも一つの考えかたかもしれないし、少なくともそういう制度ですよということをこの会議で、あくまでこの会議は何かというと、子どもが良い形で成長していくためにこの会議を設けているわけなんです。その会議の中で、こういう制度を設けますというお話になってきた時に、果たしてどうなんかということはずごく思いますので、この場をお借りして意見を申し上げます。

(委員C)

委員Aさんのお話は、私ももっともだと思って聞いていました。こども誰でも通園制度っていうのは、この短い時間帯で信頼関係になれないっていうのは、その通りだと思う。ただ、別の角度から話をさせていただくと、仮にこども誰でも通園制度の時間数が十分になってということであれば理想的ですが、本来はこどもの育ちを応援し、様々な経験を通じてとある。いわゆる、保育所に通っているお子さんと在宅のお子さんでは場合によっては親の経済状況を含めて、体験格差がある。文化的な格差もある。そういったところで、この日本の市町村に住む子どもさんが色々な経験をみんな一緒にできるようにということが趣旨だと思います。その趣旨自体は反対しませんが、なぜ利用時間1時間あたり300円なのかというふうに正直思います。先程、委員Aさんが言われたように、裏にたくさん人件費を含めて掛かっていることは理解しています。理解はしていますが、保育所を利用していない保護者さんの中には、経済的に苦境な状態の中にある人とそうではない状態の人とがあって、これは所得段階に応じての徴収であれば分かるが、1時間あたり300円を限度としてであれば、人によっては300円であっても生活保護すれすれの世帯であれば1時間出せないという話になって、それは保護者さんの経済状況によって体験格差が生じるということになる。私は、本来はそういう趣旨で実施するのであれば無償であるべきだと思う。保育所に通われているお子さんは、今無償化されている訳ですから、本来だと無償であるべきだと思う。ただ、委員Aさんが言われているようにこれを無償化すると、10時間だけ預けに来る子どもが増えてきて、訳の分からない事になるのも事実なので、私は委員Aさんの言っている趣旨には賛同ですが、別の角度からこの制度の本来の趣旨から考えるのであればもう少し長時間にするべきだし、理想的には無償だし、ないしは親の経済的格差に差が出ない形で応能で徴収するべきであると思いますので、それも踏まえて意見として出させていただきます。

(委員D)

こども誰でも通園制度は、来年度から始まる制度でありますので、先立って実施している市町村もありますが、実際はやってみてというところもあ

る。委員Aさんの言ったとおり、泣きに来るだけになるかもしれませんが、今回、こども誰でも通園制度を実施する保育士は、今地域子育て支援センターにいる元所長であった経験のある者が担当しますので、その経験を生かして子ども達に良い影響もあるのではないかと考えますので、私達も各市町村の状況をきっちり精査して、今後に繋げていきたいと思っておりますので、一度実施してみます。先程、会長から言われた保育士の不足問題、これについても関係各課とも調整を取っております。今、会計年度任用職員では案外来ていただける。正職員の方がいない状況ですが、会計年度任用職員の方でフォローしたりしながら、こども誰でも通園制度の利用者が段々多くなって来ると、保育士が必要となってきますので、きちっと協議して進めていきたいと思っております。

(委員E)

私は、子どもが今5歳ですが、さくら保育園に1歳半の時から預けてまして、私が就職するタイミングと4月から預けるタイミングが一緒だった。慣らし保育と私の仕事の多忙が重なって大変であったので、このこども誰でも通園制度があったら、もう少し小さい段階から保育園という所に慣れていけたのかなと思って、いい制度だと思いました。ただ、先程も言ったとおり、泣きじゃくるっていうのは、親も心苦しいので、最初は保護者も一緒に入るとか、完全に預けるのではなく、少しずつ保育園に慣れていけるようにしてもらえたら、いいなと思いました。

(会長)

特に乳児の場合、急に親と引き離すと危ないし、トラウマになることがある。保育に欠けるのではないので保護者がしばらく居るというのは可能ですか。

(事務局)

保護者同伴で保育することは可能です。

(委員B)

まさに委員Aさんのおっしゃっているとおりだなと思うこともありますが、私たちファミサポは常にこれをやっている状況です。今日の3時間だけ預かってというようなことも年間通じてやっています。国から来年度からや

らなければいけませんという状況かと思いますが、今出ている懸案事項としてファミサポのスタッフ会員に「虐待をしない」という宣誓書を書いてほしいという国からの意向があって、おそらくこの4月から施行されるのではないかと。私たちNPO法人を運営している者としては、何で急にそういうことが下りてくるのかという感覚です。ファミサポでは1時間600円で預かっている。完全なボランティアです。有償とはいえ、完全なボランティア。今最低賃金が1,050円になっている中で、よく600円で送迎したり、発達特性の強い子どもさんを預かったり、発達特性があろうがなかろうが泣く子は泣きますし、すごく多動な子もいます。そういうことも踏まえながら何とか保護者のために預かりますよという人達に対して、更に追い打ちというか、そこまでしないといけないのか、おそらく雇用関係がないからだと思いますが、それを自治体の方からなぜなのかということを知りたいとお願ひしましたが、国からの回答はない。おそらくそういう背景には、この誰でも通園制度もかなりの議論があった上で、決まっていること。それを私たちは知りたい。それをどのようにして知ればいいのか、自治体の方に頑張ってもらって、内閣府等の色んな委員会があると思いますが、そこでこういった意見があって、今こういう状況で、やっぱりこの制度を創っていく必要があるのではないかと。待機児童は、ほぼ解消されてきた。けれども今なぜこれをするのか。今、私も相談業務をしているが、お母さんがかなりストレスを抱えていて、普段誰かにお話を聞いてもらっていますかと尋ねるとAI相談なんですね。そのような状況の中で、家の中に居て、家の中が見えなくなっている状況というのは、ファミサポでもすごく感じるところです。だからと言って保護者の方が悪い訳ではなく、一生懸命やっている。一生懸命やっている先に、人と出会ってもらいたいと思う。そういう意味でこの誰でも通園制度を考えたのであれば、非常に有益なものかと思う。先程話にあったように一緒に通園されたらいいと思います。私たちの経験から言うと週1回でも半年ぐらいファミサポとかで預かる機会を作っていれば、慣らし保育にかなり繋がります。違う場所、違う人に慣れる。最初は泣きます。でも、お母さんが思うほど泣かないということもありますし、逆にお母さんが思っていた以上に泣くというケースもあります。でも、それはかなり個人差があります。

とにかく心配しないで預けてくださいということをお願いしています。そういう場所としては、今1対1でどちらかの自宅で預かるのではなく、ファミサポの横に保育ルームを作っていますので、そこで預かるようにしている。何かあってもスタッフと子どもさんが1対1でない状況を作っています。小さい時に色々な経験をするのは良いと思います。ぜひ、自治体の方には、どういう経緯でこういう制度が出来たのかということの一端を教えていただければ嬉しいと思います。

(会長)

まず意義の所と、時間数であったり費用の点等の問題があったかと思いますが、こういった意見があるということで色々な工夫、配慮しながら将来の方向性も含めて、試行的にやりたいという考えですが、その辺についてもう少し意見はないですか。

意見はないですか。全体的な意見を整理し、頭に入れながら、この事業の方向性みたいなものをもう少し含めていく。県、国との課題も連携を取りながら進めていただくことになるかと思う。

問題意識を持ちながら試行的に進めていただくということによろしいですか。

(意見なし。)

費用についても議会の方で色々な議論が出てくる可能性はありますが、皆さんの感覚的にはどうですか。所得に応じた負担といった意見もありました。

(委員C)

本来は、同じ経験をさせてあげるのであれば無料だと思う。でも、300円で安いと思う人もいれば、今の経済状況では1時間で300円も出せないという人もいるかもしれない。

(会長)

市としては、議会に300円で提案ですか。300円という基準はどこからきたんですか。県から何か示されたものがありますか。

(事務局)

300円については、国からの基準ということ。他の自治体もそうですが、

ほとんど300円です。

(会 長)

それで議会に挙げていきたいということですが、皆さん意見はないですか。これは承認事項でもないんですか。ご意見を聞くということですか。

(委員D)

議会に諮るにあたりご意見を聞いておくということですか。

(会 長)

議決ということではないですね。他に言い忘れていないことはいませんか。

色んな意見がありましたが、市としては試行的にやっていきたいということですか。

### ③ 令和8年度 つくしの里こども園増築等工事について

<資料3「和8年度 つくしの里こども園増築等工事について」と資料4「令和8年度就学前教育・保育施設整備交付金エントリーシート」に基づき、事務局より説明>

(会 長)

この件については、皆様の承認が必要とのことですか。

ノンコンタクトタイムスペースとはどういった意味ですか。

(事務局)

今、厚労省の方でも言われておまして、保育士さんが勤務時間内で子どもさんと全く関わらない時間を作るスペースとなります。その時間を活用して休憩もそうですが、連絡帳の記入であったり、保育日誌、保育記録の作成等の事務系の仕事のための時間のスペースとなります。

(会 長)

今の事務局からの説明について、ご意見等がありますか。

ご意見が無いということは承認してよろしいですか。

(意見なし)

これは、それに伴ってエントリーシートも確認しておく必要がありますか。

(委員A)

表の見方がよく分からない。

(事務局)

今、シートが3段になっていますが、本来のシートはずっと横になっています。これをA3用紙で印刷すると文字がすごく小さくなってしまったので、段を3段に分けて印刷させてもらいました。

(会長)

特に人数に変更なく現状の状態で、こんな風にしていきたいということですね。

(事務局)

そうです。定員増の変更はなく、保育士のノンコンタクトタイムスペースの確保になります。

(会長)

私もこういった事を委員会で承認が必要とは知らなかったが、承認が必要だということです。

(委員C)

承認自体は、環境改善につながるので全然OKですが、興味があるので聞いてみたいのですが、一番下の例えば『「保育提供体制の確保のための実施計画」の採択による補助率の嵩上げ適用』や『国土強靱化』、『木材利用』、『PFI事業』、『抵当権設定』とありますが、抵当権設定は関係ないと思いますが、これらの事業に該当する場合は、割と補助率が削減されないとか、優遇されるとか、そういう意味合いでこれが付けられているのですか。国はどういう意図で付けられているのですか。これをなるべくやりなさいということですか。

(事務局)

補助率には関係してきませんが、採択されるかされないかのところで優先順位が上がったり、下がったりしてきます。

(委員C)

国土強靱化は、例えば災害避難地域とかにある時に、割と保育所の安全のために実施しますみたいなことでいいんですか。

(事務局)

そうです。

(委員C)

木材利用は、木材の利用ですよ。PFIは、PFIをやりたいということですか。

(事務局)

あった方がより採択される可能性が高くなるということです。

(委員C)

PFIというのは、説明すると市で実施するのではなく、民間さんにお任せをして施設管理をしてもらうという方式です。国は、市町村ではなくそういう方向性を求めているということですね。

(会長)

他によろしいですか。この表を提出することになりますが、承認ということで異議はありませんか。

(一同異議なし)

#### ④各事業所の事業内容等について

<事務局説明ののち、資料5に基づき、いわで・きのかわファミリー・サポート・センターより説明>

(会長)

何かご質問等はないですか。

色んな事業をNPO団体として活動していますが、ファミリー・サポート・センターの事業ということで、パンフレットに病児・病後児の事業が記載されていますが、他にはどんな事業がありますか。

(委員B)

ファミリー・サポート・センターは、一般的には短時間の短い隙間の預かりというイメージで思っただけだと思います。病児・病後児のところもスタッフ会員との雇用関係がないため、会員間の相互支援という形です。あくまで会員さんが預かっていいよとなれば預けられるのが基本スタイルです。ですから、ヘルパー事業と似ているが、全然違います。必ず誰かを派遣してもらえないものではない。リスクを避けるために何人かの方と事前に

打ち合わせをして、AさんがダメなときはBさんが見てくれるという交渉はできる。また、病気の子どもさんでなければ、あいあいセンターでは和室を年間水曜日と金曜日にお借りしていますし、ファミサポの保育ルームでも預かることはできる。病児・病後児については、一番どこの他のサービスでもできないのが、病気の子どもをどの様に移動させるかということだと思います。病院に連れていくかということですが、このファミリー・サポート・センターではできる事業です。病気の子どもの場合は、タクシーで保育園や幼稚園に迎えに行き、そこからまず受診に行く。受診をしてドクターからこの子だったらお家で預かってあげていいという許可をいただければ、預かったスタッフの家でお母さんかお父さんが迎えに来るまでお預かりする。それがファミサポの一番他にはできないことかと思います。病児・病後児は、受診していることが大前提がありますので、受診をしていない子どもさんは預かれない。

(会 長)

色んな契約の中で、たとえば皆さん困っていることがあって、送迎が朝早かったり、帰り仕事が忙しい時に迎えに行ってほしいというようなことがあれば、それもお願いできるんですよね。その時に隣のおばさんに頼んで、隣のおばさんも契約してサービスする側と両方が話をして登録すれば利用できるという解釈でよろしいですか。

(委員B)

そうです。そこに保険があって、個人的に預かるとか、近所の繋がりで見預かるのとは違う。当然、費用も発生します。

今、ファミサポで一番困っていることは、スタッフへの補助です。600円は無理だろうと正直思ってます、それを本来は国で考えてほしい。全国に2,000程のサポートセンターがありますので、国の誰でも通園制度の様なかたちで、国の補填事業としてせめて1,000円にはしていただきたいとは思いますが、そうはなかなか行きませんので、何とか委託費の中でももう少し補助を付けていただきたい。この間スタッフさんとこの話をしたところ、自分たちが貰うのはそれは有り難いが、もう少し利用者さんの負担を下げなければならないと言われた。普段活動されている方の言葉であったので、

この人達は凄いなと思いました。自分達よりもまずそっちなんだと凄く思いました。その様な状況でファミリー・サポート・センター事業が成り立っていることを知っていただければと思います。

(会 長)

色んな課題を持ちながら、頑張っていたいただければ有難いと思います。  
他によろしいですか。

(会 長)

本日の議事については以上となる。

### 3. その他

(会 長)

その他ということで他に何かありませんか。

(事務局)

ありません。

(事務局)

以上をもって、岩出市子ども・子育て会議を閉会します。

### 【閉会】

1 1 時 3 5 分閉会